

Vol.4 No.29 2009年11月

霞ヶ浦流域内の排水規制強化 についてご存知ですか？

茨城県の「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」(昭和56年制定条例第56号)が全面的に改定されました。
 (平成19年10月1日施行)

霞ヶ浦の流域全てに渡り、適切な排水処理を行い「垂れ流しゼロ」を目指します。



～主な改定内容～

1) 名称を「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」から「霞ヶ浦水質保全条例」へと変更。

2) 排水基準適用範囲の拡大

窒素・リンに係る排水基準を適用する工場・事業所の対象が「日平均排水量 20m³以上」から「日平均排水量 10m³以上」に引き下げられます。既設の工場・事業所については、施行日から3年間の猶予期間があります。

日平均排水量 10m³以上 20m³未満の排水基準 (単位: mg/L)

BOD		COD		SS		窒素	リン
日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大
20	25	20	25	30	40	45	6

窒素及びリンについて、下水道終末処理施設、し尿施設及びし尿浄化槽にあたっては、上表に関わらず、日間平均値とする。

3) 飲食店等の届出対象範囲の拡大

排水基準の適用範囲の拡大にあわせ、届出要件(店舗の総床面積、1日の給食数等)を引き下げ、届出対象となる店舗等の範囲が拡大されます。

4) 窒素・リン 排水基準の既設区分の廃止

「霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」制定時にすでにあった工場・事業所に適用している排水基準を廃止し、新設基準に統一。既設の排水基準から新設の排水基準への移行には、条例施行時から3年間の猶予期間が設けられます。

対象業種の新旧比較

対象業種	届出要件	
	新	旧
弁当仕出店又は弁当製造業	総床面積が120m ² 以上	総床面積が240m ² 以上
飲食店(以下のものを除く)	総床面積が100m ² 以上	総床面積が280m ² 以上
そば店、うどん店、すし店等	総床面積が150m ² 以上	総床面積が420m ² 以上
料亭、バー、キャバレー等	総床面積が360m ² 以上	総床面積が1,000m ² 以上
健康増進法で定める特定給食施設	総床面積が500m ² 以上、又は1日300食以上の食事を供給	総床面積が500m ² 以上、又は1日1,000食以上の食事を供給
浄化槽	51槽人以上	201人槽人以上

条例施行時にすでにあったこれらの施設に対する排水基準の適用は、3年の猶予期間があります。総床面積には、厨房施設や客席など、営業に使われている建物内のすべての面積が含まれます。

5) 小規模事業所への規制強化

全ての事業所に対し、この条例の排水基準と同水準の排水水質を遵守するよう義務付ける。

6) 合併処理浄化槽への転換促進

合併処理浄化槽及び高度処理型合併処理浄化槽(窒素・リンを除去)の設置を義務付ける。

7) 農業、畜産業及び養殖漁業の対策を規定

適正な施肥及び用水管理
 家畜排泄物の適正な管理
 魚類養殖の適正管理等



～編集後記～

紅葉も終わり、朝には霜の降りる月となりました。先日、天気予報を見て「香港の空は明日の日本」というような天気解説を耳にしました。過去の天気統計や概況からの関連でそうなのかと感心しました。昔から「夕焼け綺麗」とか「西の空に虹」とか「お天道様が笠をかぶる」とか「猫が顔を洗う」など、天気に関する経験則が多くあるようです。自分も「古傷が痛むから明日は雨?!」と思ったりします。

環境装置部 堀内秀規

水環境部 柿沼範洋(博士(農学))

業務内容

調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)
 プラント・工事・メンテナンス部門(排水・用水処理の設計及び施行・各種メテ
 水処理薬品部門(ホウライ・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
 環境保全機器部門(滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)

